

議案第80号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中88の項を90の項とし、83の項から87の項までを2項ずつ繰り下げ、82の項の次に次のように加える。

83	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行の申請に対する審査	輸出証明書の発行申請手数料	1件につき 870円	発行申請のとき。
84	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設の認定申請手数料 (1) 現地調査を要する場合 (2) 書類審査のみの場合	1件につき 20,900円 1件につき 10,400円	認定申請のとき。

第2条 墨田区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部7の項から38の項までを次のように改める。

	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規	飲食店営業許可申請手数料 (1) 飲食店	1件につき 18,300円	許可申請のとき。
--	--	-------------------------	---------------	----------

7	<p>定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に定める卸売市場（花きの卸売のために開設されたものを除く。以下「卸売市場」という。）内の営業に係るものを除く。8の項から38の項までにおいて同じ。）</p>	<p>営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。） (2) 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 飲食店営業許可更新申請手数料 (1) 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。） (2) 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p>	<p>1件につき 5,600円</p> <p>1件につき 8,900円</p> <p>1件につき 2,700円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
8	<p>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料</p>	<p>1件につき 7,200円</p> <p>1件につき 5,100円</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
	<p>食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規</p>	<p>食肉販売業許可申請手</p>	<p>1件につき 11,500円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

9	定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	数料 食肉販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	更新申請のとき。
10	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき。
		魚介類販売業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	更新申請のとき。
11	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
12	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	1件につき 11,500円	許可申請のとき。
		集乳業許可更新申請手数料	1件につき 5,700円	更新申請のとき。
13	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		乳処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
14	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
15	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		食肉処理業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
16	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。

		食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
		菓子製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき。
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
		アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき。
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		乳製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		食肉製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	1件につき 18,300円	許可申請のとき。
		水産製品製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,900円	更新申請のとき。
	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規	氷雪製造業許可申請手	1件につき 25,200円	許可申請のとき。

23	定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	数料 氷雪製造業 許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業 許可申請手数料	1件につき 13,200円	許可申請のとき。
		液卵製造業 許可更新申請手数料	1件につき 7,800円	更新申請のとき。
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		食用油脂製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1件につき 18,300円	許可申請のとき。
		みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,900円	更新申請のとき。
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1件につき 18,300円	許可申請のとき。
		酒類製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,900円	更新申請のとき。
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
		豆腐製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき。
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
		納豆製造業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	更新申請のとき。
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1件につき 16,800円	許可申請のとき。
		麺類製造業	1件につき 8,400円	更新申請の

		許可更新申請手数料		とき。
3 1	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許可申請のとき。
		そうざい製造業許可更新申請手数料	1 件につき 1 2, 6 0 0 円	更新申請のとき。
3 2	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1 件につき 3 5, 2 0 0 円	許可申請のとき。
		複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	1 件につき 2 3, 3 0 0 円	更新申請のとき。
3 3	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1 件につき 2 5, 2 0 0 円	許可申請のとき。
		冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1 件につき 1 2, 6 0 0 円	更新申請のとき。
3 4	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1 件につき 3 5, 2 0 0 円	許可申請のとき。
		複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1 件につき 2 3, 3 0 0 円	更新申請のとき。
3 5	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1 件につき 1 3, 2 0 0 円	許可申請のとき。
		漬物製造業許可更新申請手数料	1 件につき 7, 8 0 0 円	更新申請のとき。
3 6	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 3 5 条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1 件につき 1 8, 3 0 0 円	許可申請のとき。
		密封包装食品製造業許可更新申請手数料	1 件につき 8, 9 0 0 円	更新申請のとき。
	食品衛生法第 5 5 条第 1 項及び	食品の小分	1 件につき 1 6, 8 0 0 円	許可申請の

37	食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	け業許可申請手数料 食品の小分け業許可更新申請手数料	1件につき 8,400円	とき。 更新申請のとき。
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	1件につき 25,200円	許可申請のとき。
		添加物製造業許可更新申請手数料	1件につき 12,600円	更新申請のとき。

別表 2 保健衛生・環境関係の部中39の項及び40の項を削り、41の項を39の項とし、42の項から84の項までを2項ずつ繰り上げ、85の項から87の項までを削り、同部88の項中「営業」の次に「に係るもの」を加え、同項を同部83の項とし、同部89の項中「営業」の次に「に係るもの」を加え、同項を同部84の項とし、同部90の項を同部85の項とする。

第3条 墨田区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部63の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同部64の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同部68の項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同部70の項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同部74の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和3年4月1日
- (2) 第2条の規定及び次項から付則第4項までの規定 令和3年6月1日
- (3) 第3条の規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて次の表

の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第2条の規定による改正後の墨田区手数料条例（以下「6月新条例」という。）別表の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる6月新条例別表

2保健衛生・環境関係の部の規定中次の表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	7の項	18,300円	8,900円
	そうざい製造業	31の項	25,200円	12,600円
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	8の項	7,200円	5,100円
移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	7の項	5,600円	2,700円
喫茶店営業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	7の項	18,300円	8,900円
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	8の項	7,200円	5,100円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	7の項	18,300円	8,900円
	菓子製造業	17の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
移動菓子製造業又は臨時菓子製造業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	7の項	5,600円	2,700円
あん類製造業	菓子製造業	17の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	7の項	18,300円	8,900円

	く。)			
	アイスクリーム類製造業	18の項	16,800円	8,400円
乳処理業	乳処理業	13の項	25,200円	12,600円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	14の項	25,200円	12,600円
乳製品製造業	乳製品製造業	19の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
集乳業	集乳業	12の項	11,500円	5,700円
食肉処理業	食肉処理業	15の項	25,200円	12,600円
食肉販売業	食肉販売業	9の項	11,500円	5,700円
食肉製品製造業	食肉製品製造業	21の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	7の項	18,300円	8,900円
	魚介類販売業	10の項	11,500円	5,700円
魚介類競り売り営業	魚介類競り売り営業	11の項	25,200円	12,600円
魚肉練り製品製造業	水産製品製造業	22の項	18,300円	8,900円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
食品の冷凍又は冷蔵業	冷凍食品製造業	33の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
食品の放射線照射業	食品の放射線照射業	16の項	25,200円	12,600円
清涼飲料水製造業	清涼飲料水製造業	20の項	25,200円	12,600円
乳酸菌飲料製造業	乳処理業	13の項	25,200円	12,600円
	乳製品製造業	19の項	25,200円	12,600円
	清涼飲料水製造業	20の項	25,200円	12,600円
冰雪製造業	冰雪製造業	23の項	25,200円	12,600円
食用油脂製造業	食用油脂製造業	25の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
マーガリン又はショートニング製造業	食用油脂製造業	25の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
みそ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	26の項	18,300円	8,900円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
しょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	26の項	18,300円	8,900円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
ソース類製造業	密封包装食品製造業	36の項	18,300円	8,900円
酒類製造業	酒類製造業	27の項	18,300円	8,900円
豆腐製造業	豆腐製造業	28の項	16,800円	8,400円

	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
納豆製造業	納豆製造業	29の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
めん類製造業	麺類製造業	30の項	16,800円	8,400円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
そうざい製造業	そうざい製造業	31の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
缶詰又は瓶詰食品製造業	密封包装食品製造業	36の項	18,300円	8,900円
添加物製造業	添加物製造業	38の項	25,200円	12,600円

- 3 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する6月新条例別表の規定の適用については、次の表の第3欄に掲げる6月新条例別表 2保健衛生・環境関係の部の規定中次の表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
つけ物製造業	漬物製造業	35の項	13,200円	7,800円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業	31の項	25,200円	12,600円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
調味料等製造業	密封包装食品製造業	36の項	18,300円	8,900円
魚介類加工業	水産製品製造業	22の項	18,300円	8,900円
	食品の小分け業	37の項	16,800円	8,400円
液卵製造業	液卵製造業	24の項	13,200円	7,800円

- 4 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から令和4年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業の項中「12,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業の項及び魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「12,600円」とあるのは「8,400円」と、前項の表中「8,400円」とあり、「12,600円」とあり、及び「8,900円」とあるのは「7,800円」とする。

(提案理由)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い手数料を新設するとともに、食品衛生法等の一部改正により営業許可制度が見直されることに伴い営業許可に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。